

問は問い合わせ先です

税務課からのお知らせ

■昨年家屋を取り壊した方へ

固定資産税は毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

平成18年1月1日現在で、登記の有無にかかわらず家屋の一部または全部を取り壊している場合や、売買や相続などにより所有者に変更が生じたときなど、また、店舗を住宅や倉庫に、住宅用地から駐車場など、建物・土地の用途を変更したときは、税務課固定資産税係までお知らせください。

■固定資産縦覧帳簿を縦覧します

平成18年度の「土地価格等縦覧帳簿」（所在・地番・地目・地籍・価格が記載されています）および「家屋価格等縦覧帳簿」（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格が記載されています）を、4月1日から5月31日（土・日・祝日を除く）まで縦覧します。詳しくは4月号の「広報しろい

し」でお知らせします。

●税務課固定資産税係

☎ 22-13313

■4月から介護保険料の通知書の様式が変わります

65歳以上の方が納める介護保険料は、年金からの天引きと納入通知書（または口座振替）の二通りの納入方法があります。これまで、年金天引きの方に封書で保険料額の決定通知書をお送りしていましたが、様式が納入通知書に似ており、分かりにくいものとなっていました。

そこで、4月からは年金天引きの方にお送りする通知書は、これまでの「封書」による通知から「シール隠ぺい式はがき」による通知に変更となります。なお、納入通知書（または口座振替）の方はこれまでどおり変更はありません。

●税務課介護保険料係

☎ 22-13313

長寿課からのお知らせ

問長寿課高齢福祉係
☎ 22-13361

■高齢者無料バス乗車証・乗車券（宮交専用）を交付します

●対象者 満70歳以上の宮城交通バス（永野線と宮交仙南バス（青根線、七ヶ宿線））を利用する方
●利用期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日
●乗車券交付枚数 1カ月4枚
●手続き日時 左表のとおり

日時	場所
3月22日(水) 9:00～12:00 13:00～15:00	市庁舎2階 第2会議室
3月23日(木) 9:00～12:00 13:00～15:00	福岡公民館
3月24日(金) 9:00～12:00	小原公民館
3月27日(月) 9:00～12:00 13:00～15:00	

指定日に手続きできなかった方は、市庁舎1階市民課総合窓口および総合福祉センター内長寿課で、3月28日以降随時手続きができます。また、平成18年度中（4月以降）に満70歳になられる方も、誕生日以降随時手続きができます。

●手続きに必要なもの 印鑑

■市民バス「きやつするくん」は乗車証・乗車券なしで乗車できます

満70歳以上の方が市民バスを利用する際は、年齢が分かるもの（健康保険証、介護保険証、免許証など生年月日が記載されたもの）を提示するだけで無料で乗車できます。

■軽自動車・バイク・農耕車などの廃車手続きは3月中に！

軽自動車や原付きバイク、農耕車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が賦課されます（月割りで課税されたり、還付されたりすることはありません）。現在使用されていない軽自動車などをお持ちの方は、3月までに「廃車」の手続きをされると、平成18年度から税金は発生しませんので、お早めの手続きをお願いします。

●問い合わせ先

・原付きバイク・農耕車など 税務課総務係

☎ 22-13313

・軽自動車・軽二輪など 宮城県軽自動車協会

☎ 022-2332-5724

・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局

☎ 022-2335-2511

Q&A

Q 平成18年度から国保税の納期が変わるみたいですが、国保加入者の私たちにどのような影響がありますか？

A 18年度から国保税の納期は7月から3月までの9期に変わります。これまでは4月に暫定課税の納税通知書と8月の本算定（確定）課税の納税通知書と年2通の納税通知書が送られました。今回の改正で7月に年税額が確定し、納税通知書は年1回（7月）の発送となります。なお、7月以降に国保異動の届け出があった場合は翌月に変更後の通知書を送付します。

Q 今回の改正で、どんなメリットがあるのですか？

A 国保加入世帯で所得が大幅に変った場合や加入者の増減があった場合、これまでの課税では暫定課税の金額と本算定課税の額に大きな開きが生じていました。暫定課税がなくなることで、各納期に納める額が均一になります。また納期が増えるので1期当たりの金額が少なくなります。

Q 今回の改正で困ることはないのですか？

A 年税額を各納期に分割するときに生じる千円未満の端数はすべて最初の納期限の金額に合算されるため、第1期（7月末納期限）はほかの納期より多くなります。

Q 第1期が高くて一度に払えない場合はどうすれば良いのですか？

A 収納管理室では随時納付相談を受け付けていますので、納付が困難な場合などは、お早めに「相談ください」。

●税務課国民健康保険税係
☎ 22-13313

国民年金からのお知らせ

■異動の時期は

国民年金の届け出の時期です
国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。

●第1号被保険者

自営業者、農業従事者、学生などの20歳以上60歳未満の方

●第2号被保険者

厚生年金保険（共済組合）に加入している方

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

■加入の仕方（種別）が変更になる場合は届け出を！

国民年金は就職、結婚、退職などの人生の節目に加入の仕方（種別）が変わる場合があります、その都度手続きが必要です。

手続きを行わないと、将来の年金額が少なくなったり、全く受けられなくなったりする場合がありますので、ご注意ください。

ご不明な点や詳細については、大河原社会保険事務所または市民課国民年金相談係までお問い合わせください。

●大河原社会保険事務所

☎ 0224-5113111

●市民課国民年金相談係

☎ 22-13312

【国民年金加入の仕方（種別）は3種類】

変更前	変更後	どんな場合に？	届出先など
第1号被保険者	第2号被保険者	○就職して、厚生年金保険などに加入した場合	勤務先が手続きを行います。
	第3号被保険者	○厚生年金保険などに加入している会社員などと結婚して、扶養されるようになった場合 ○配偶者が就職して厚生年金保険などに加入し、扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先
第2号被保険者	第1号被保険者	○会社などを退職して自営業者や無職になった場合	市の国民年金窓口
	第3号被保険者	○会社などを退職して厚生年金保険などに加入している配偶者に扶養されるようになった場合	配偶者の勤務先
第3号被保険者	第1号被保険者	○配偶者が会社などを退職した場合 ○収入が増えて扶養からはずれた場合	市の国民年金窓口
	第2号被保険者	○就職して、厚生年金保険などに加入した場合	勤務先が手続きを行います。

白石斎苑の火葬執行時間が4月1日から変更になります

4月1日から、白石斎苑の火葬執行時間が左記のとおり変更になりますので、お間違えのないようお願いいたします。

火葬執行時間	
①	9:00
②	9:30
③	11:00
④	11:30
⑤	13:00
⑥	14:00

●仙南地域広域行政事務組合業務課
☎ 0224-522870

くらしのイベント

Do you know?

「悪質商法が増えています」 あなたも狙われています

まだまだ景気回復には至っていない現在、不景気や収入減、就職難を利用した悪質商法が増えてきています。こうした悪質商法に狙われない・引っかけられないよう、事例を挙げてみましょう。

■もう少しお金が欲しい

●サイドビジネス

突然電話で「在宅で仕事をしませんか、自社の検定に合格すれば、月々5万円の仕事を紹介します」と言われ、パソコンと教材を購入し、検定に合格しましたが仕事の紹介がありません。

○契約前の業者の話をうのみにせず、詳しい内容を求め、よく確認した上で契約をすることです。また、強引な勧誘や支払いを急がせる業者は気を付けましょう。契約書は必ずもらいましょう。

●マルチ（まがい）商法

友人に呼び出され、「ほかの人を仲間に入れて商品を売ると収入になる」と勧められ、会費1万円を支払い会員になりました。洗浄機・洗剤・化粧品などをクレジットで購入して、友人や知人に販売しようとした

が売れなく、ローンだけが残りました。
○商品としては、あて名書き、アクセサリー工芸、ステンドグラス工芸、チラシ配り、パソコン入力などがあります。
これは、商品を契約して、次は自分が買い手を探し、またその買い手を探すというように、次々販売員となり組織を拡大していく商法です。「楽しいサイクル」があるなどと、うまく勧誘します。今は、インターネットや携帯電話での勧誘もあります。商品としては、化粧品、健康食品、美容器、ダイエット商品などがあります。

「簡単にもうかる」という甘い言葉に釣られないように気を付けましょう。たとえ親しい友人からの誘いでも、きっぱり断りましょう。
また、上司の紹介・関係機関の推薦と言われ勧誘され、資格取得教材や書籍の契約をしようとするときは、契約をする前に上司や関係機関に尋ねてみるということです。あいまいな返事は承諾とみられます。電話勧誘に対しては、厳然とした態度ではっきりと断りましょう。

●いきいきプラザ消費生活相談室
☎ 2210783
(相談日 月・水・金9時～16時)